

4月から

児童手当が子ども手当に 変わりました



～ 支給対象が拡大し、所得制限もありません ～

問 福祉課児童相談係 ☎43-7054

👉 子ども手当とは

次代の社会を担う子どもたちの健やかな成長を応援するため、中学校卒業前までの子どもを対象に手当を支給する制度で、4月から創設されました。

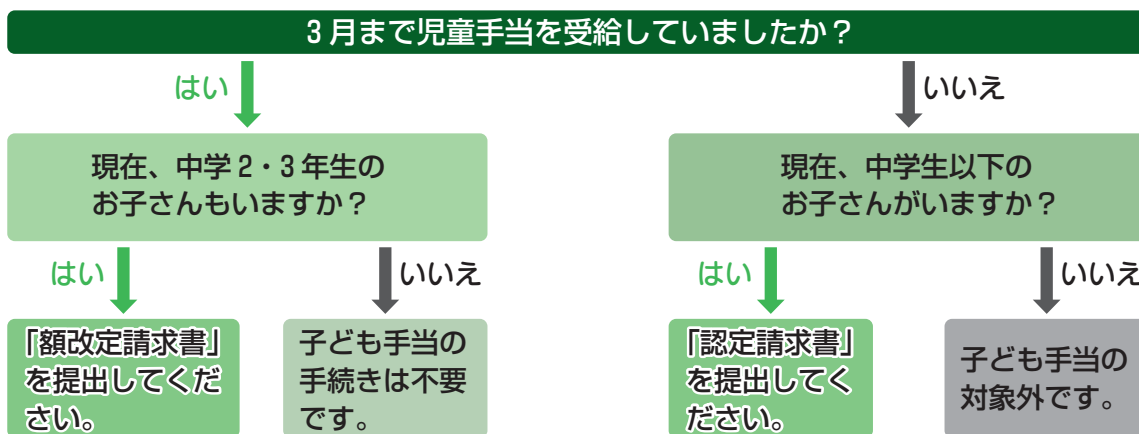
3月まで児童手当を受給していたかたは「みなし申請」となり手続きは不要ですが、所得制限や未申請で児童手当を受けていなかったかたや、中学2・3年生の子どもを養育しているかたは申請が必要となります。

★児童手当と子ども手当の違い

	児童手当	子ども手当
対 象	小学校卒業まで	中学校卒業まで
手当金額 (1カ月)	・ 3歳未満 1万円 ・ 3歳以上 第1子・第2子 5千円 第3子以降 1万円	子ども1人に付き 1万3千円
所得制限	あり	なし
支 給 月	6月(2～5月分)、10月(6～9月分)、2月(10～1月分) ※2、3月分は児童手当、4月分以降は子ども手当として支給します。	



👉 子ども手当の申請手続きは



👉 子ども手当を受けるには

子ども手当の対象で申請が必要なかたには、4月中旬に案内を送付しました。

6月から受給するためには、5月14日(必着)までに同封の返信用封筒で申請書を返送してください。なお、9月30日までに手続きすると4月分にさかのぼって支給されます。

※出生、転入などで新たに受給資格が生じたかたは「認定請求」が必要です。

※単身赴任などで子どもと別居しているかたは、養育者の住民登録がある市町村に申請してください。

※公務員は勤務先に申請してください。

※申請用紙を紛失したかたは、福祉課児童相談係へご連絡ください。